

「投稿論文に関する利益相反の自己申告書」投稿時提出のお願い

日本受精着床学会では、日本医学会「医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン」（平成 23 年 2 月）に基づき、このたび、本学会の発行する「日本受精着床学会雑誌」について、利益相反に関する自己申告書を投稿時に提出していただくこととなりました。学会ホームページ（URL：<http://www.jsfi.jp/journal/kitei.html>）より所定の用紙をダウンロードし、著者毎に該当事項を記入の上、共著者全員分を投稿原稿に同封して「日本受精着床学会雑誌」編集室にご提出ください。なお、利益相反が「有り」と申告された投稿論文については、申告内容を編集委員会で審議し、投稿の種類（原著、臨床報告、治験報告）を決定いたします。

利益相反状態の有無の基準については、日本医学会の利益相反委員会「医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン」、その他を参考に、以下の通りといたします。なお、本申告書は投稿論文に係る内容を対象とするものであり、投稿者個人そのものを対象とするものではありません。

- ①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- ②研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業について1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上。
- ③研究に関連した企業、団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円以上。
- ④研究に関連した企業、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。
- ⑤研究に関連した企業、団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- ⑥研究に関連した企業、団体から提供された研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。
- ⑦研究に関連した企業などからの寄付講座に所属している場合。
- ⑧その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

編集委員会
委員長 細井 美彦